10年保存

基安安発第0512001号
平成16年5月12日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

移動式クレーン等の製造検査等に当たっての留意事項について

移動式クレーン等の製造検査等については、従前から、その的確な実施について指示しているところであるが、今般、別添に示す災害等が発生していることに鑑み、ついては下記事項についても留意の上、引き続き実効ある検査等の徹底を図られたい。

記

1　可搬式ゴンドラの製造検査及び使用検査における刻印について

作業床、アーム、台車フレーム部等に分解して搬送され、現地で組み立てられる可搬式ゴンドラについては、組立の際に当該可搬式ゴンドラに係る製造検査又は使用検査を受検していない部材が用いられることのないよう、製造検査及び使用検査の際に作業床、アーム等に分解される部分ごとに刻印を押すこと。

なお、可搬式ゴンドラの作業床、構造部分等を変更しようとする場合は、ゴンドラ設置者はゴンドラ安全規則第28条に基づき変更届を提出する必要があること。

2　移動式クレーン等の製造許可及び製造検査における確認について

移動式クレーン等の製造許可に際しては、ジブの根本、ジブ取付ブラケット、ローラパス等強度的に重要な箇所について、製造許可の申請者が工作の誤差を考慮した条件で強度計算を行っているか、申請者に対して確認すること。

また、製造検査に際しては、設計基準どおりの工作が実施されていることを社内検査記録等により確認すること。

（参考）

災害事例１

（１）　発生年月　　平成１５年７月

（２）　発生場所　　高層マンション建築工事

（３）　災害発生状況

可搬式ゴンドラのアームの先端部が折損し、作業床が落下した。

（４）　原因

ゴンドラリース業者が可搬式ゴンドラを当該工事現場に搬入したところ、アームの長さが長く設置できなかった。そのため、短いアーム部材を作製し交換の上、これを設置し、使用したところ、アームのフランジ部の穴が破断し、アームの先端が折損したもの。

なお、構造部分の変更に当たって、変更届が提出されず、変更検査も受検していなかった。

災害事例２

（１）　発生年月　　平成１６年２月

（２）　発生場所　　トンネル新設工事

（３）　災害発生状況

ホイールクレーンでクローラクレーンの走行部を吊り、フレーム組付作業を行っていたところ、ホイールクレーンのジブが根本から折損した。

（４）　原因
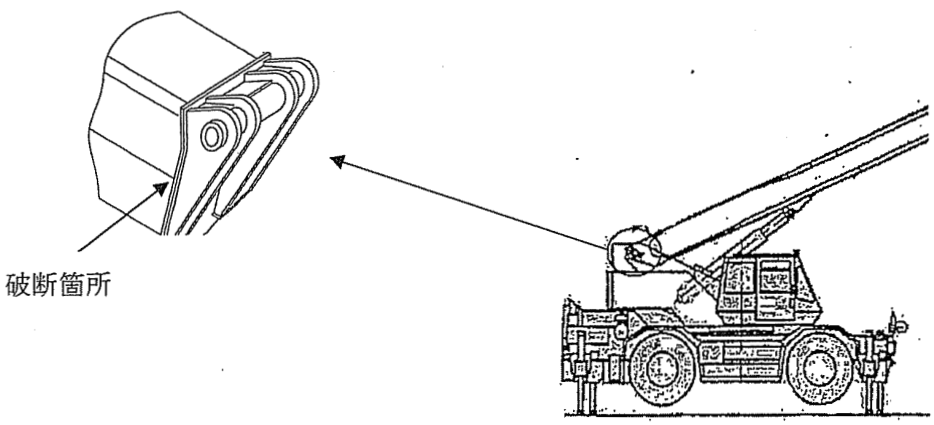
ジブの根本の部材について、すみ肉溶接部分の部材間に、工作精度上２mmの隙間のあるところに溶接を行ったため、許容応力を超える負荷が溶接部分にかかり、溶接面が破断したもの。